

**平成 29 年 版**

**環境に関する年次報告書**  
**(平成 28 年度実績)**



**長岡市**

## はじめに

近年の豪雨や干ばつ被害は地球温暖化が関係していると考えられており、その影響は深刻化しています。平成28年11月4日にはパリ協定が発効され、世界共通の課題として、各国がその対策等に取り組んでいくこととなりました。

豊かな暮らしを送る私たちは、新たなステージに入ったことをしっかりと認識し、持続可能な社会の実現のための取組に積極的に取り組んでいくことが求められています。

そのため私たちは、地球規模の視点に立ちながら、家庭生活や事業所の活動における廃棄物の減量やリサイクルを進めるとともに、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限に活用し、循環型で低炭素型の社会を作っていく必要があります。

本市は、様々な環境問題に対応するため、平成8年に「良好な環境の将来世代への継承」を基本理念とする「長岡市環境基本計画」を策定し、社会の変化に対応して改訂を重ねながら市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進めてきました。

この「環境に関する年次報告書」は、長岡市環境基本条例に基づいて、長岡市の環境の現状や平成28年度に実施した環境施策などについて取りまとめ、公表するものです。

この報告書が、市民の皆様から長岡市の環境について理解を深めていただき、日々の取り組みにつなげていただく一助となることを願っております。

平成29年11月

# 目 次

<b>第1章 長岡市環境基本計画の概要及び進行管理</b> · · · · ·	<b>1</b>
<b>1 環境基本計画の概要</b> · · · · ·	<b>1</b>
<b>2 計画の進行管理</b> · · · · ·	<b>1</b>
<b>施策の体系図</b> · · · · ·	<b>2</b>
<b>第2章 環境基本計画に基づき実施した施策の概要</b> · · · · ·	<b>3</b>
<b>    第1節 「地球環境にやさしい循環型のまち」をめざして</b> · · · · ·	<b>3</b>
<b>1 地球環境問題への取り組みの推進</b> · · · · ·	<b>3</b>
(1) 地球温暖化の防止 · · · · ·	4
(2) オゾン層の破壊防止 · · · · ·	9
(3) 酸性雨（雪）対策 · · · · ·	9
(4) 森林の減少対策 · · · · ·	10
(5) 広域的、国際的な取り組み · · · · ·	10
<b>2 廃棄物の減量とリサイクル</b> · · · · ·	<b>11</b>
(1) 廃棄物の排出抑制 · · · · ·	12
(2) リサイクルの推進 · · · · ·	13
<b>3 省資源・省エネルギー対策</b> · · · · ·	<b>17</b>
(1) 省資源対策 · · · · ·	17
(2) 省エネルギー対策 · · · · ·	18
<b>    第2節 「環境汚染のない安全なまち」をめざして</b> · · · · ·	<b>20</b>
<b>1 大気汚染・悪臭の防止</b> · · · · ·	<b>20</b>
(1) 自動車排出ガス対策の推進 · · · · ·	21
(2) 工場等発生源対策の推進 · · · · ·	23
(3) 大気監視体制の充実 · · · · ·	25
<b>2 水質汚濁の防止</b> · · · · ·	<b>30</b>
(1) 生活排水・事業場排水対策の推進 · · · · ·	30
(2) 化学物質対策の充実 · · · · ·	31
(3) 河川の水質浄化対策の推進 · · · · ·	33
(4) 水質監視体制の充実 · · · · ·	34
<b>3 土壤環境の保全</b> · · · · ·	<b>36</b>
(1) 土壤汚染監視体制の整備 · · · · ·	36
(2) 地盤沈下防止対策の推進 · · · · ·	36

<b>4 静けさの保持</b>	<b>40</b>
(1) 交通騒音対策	41
(2) 近隣騒音対策	44
(3) 工場等の騒音・振動対策	44
<b>5 廃棄物の適正処理</b>	<b>47</b>
(1) 一般廃棄物対策	47
(2) 産業廃棄物対策	49
(3) ごみ不法投棄の防止と環境美化対策	50
<b>第3節 「心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち」をめざして</b>	<b>52</b>
<b>1 自然環境の保全</b>	<b>52</b>
(1) 森林等自然の保全	53
(2) 動植物の保全	54
(3) 農地、田園・里山の保全	57
<b>2 環境資源の利用</b>	<b>60</b>
(1) 適正な土地利用	60
(2) 自然環境と調和する開発	61
(3) 自然とのふれあいの推進	62
<b>3 都市アメニティ（快適環境）の創造</b>	<b>64</b>
(1) 都市環境計画（エコシティ計画）の推進	65
(2) 都市緑化の推進	65
(3) 水辺空間の整備	66
(4) 都市景観の形成	66
(5) 歴史文化遺産の保存	68
(6) 雪との共存	69
<b>第4節 自発的な活動の促進</b>	<b>72</b>
<b>1 環境教育の推進</b>	<b>72</b>
(1) 啓発事業の推進	73
(2) 環境教育の推進	75
(3) 環境情報の収集と提供	78
<b>2 市民の参画と協働</b>	<b>79</b>
(1) 市民の取り組みの推進	79
(2) 事業者の取り組みの推進	80
(参考資料)	82